

3 いじめの未然防止と不登校の早期対応の徹底

現 状

- 県内の学校におけるいじめの認知件数は、2022年度は小学校 4,512 件、中学校 1,582 件、高等学校 807 件、特別支援学校 61 件となっています。
- 県内の学校における不登校児童生徒数は、2022年度は小学校 1,879 人、中学校 3,376 人、高等学校 855 人で、7年連続で増加し、過去最多となっています。
- 外部専門家（弁護士、精神科医、スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*等）の積極的な活用により、いじめ対策組織や教育相談体制の充実に努め、初期段階において専門家と連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、不登校対策の支援を図っています。
- 学校の管理職・生徒指導主事、教職員をそれぞれ対象とし、具体的な事例による研修会を開催しています。事例から学び合い、いじめの未然防止と早期対応力の向上につなげています。
- 不登校の兆候がある児童生徒の居場所として、学校内に「校内教育支援センター」の整備を推進しています。また、県総合教育センター内に「県教育支援センター（G-プレイス*）」を整備し、不登校児童生徒の支援に努めています。
- 児童生徒に対して、命や生活の危機に直面したときの助けの求め方、受け止め方を教える「SOS の出し方に関する教育*」を、スクールカウンセラーの協力を得ながら、推進しています。
- 地域をあげていじめを未然防止する県民運動の一つ「あったかい言葉かけ県民運動*」を推進し、地域ぐるみでいじめを生じさせない学校づくりの取組が定着しています。
- SNS を介して犯罪に巻き込まれる青少年の増加や、インターネットを介した誹謗中傷、いじめ、ネット依存等の問題が発生しており、行政機関、事業者、学校関係者等が連携して、青少年の安全・安心なインターネット利用に関する啓発に取り組んでいます。

課 題

- ✓ 児童生徒の悩みや生活上の困難さの軽減・解消に向けた相談体制の充実
- ✓ 児童生徒が相談しやすい学校内外での窓口の整備とその周知
- ✓ 小・中・高等学校、特別支援学校の校種間の連携、学校・家庭・地域間の連携
- ✓ いじめの未然防止と不登校の早期対応のための、学校・学級の雰囲気づくり、環境の見直し
- ✓ 学校の教職員等がいじめを発見しやすい体制・調査・連携の充実
- ✓ いじめ被害・加害児童生徒、不登校児童生徒の学習支援や居場所の確保
- ✓ 青少年の安全・安心なインターネット利用の促進

取組の方向性

- いじめの未然防止や不登校対策の支援に向けた安心できる学校環境、雰囲気づくりを推進します。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部の専門家を活用した教育相談の更なる拡充を図り、相談しやすい窓口の整備により早期発見、早期対応を推進します。
- 発見後はこれまで以上に迅速な対応ができるよう、組織体制を強化します。
- 学校の取組のみならず、家庭や地域と一体となった取組が重要であり、「魅力ある学校づくり」を推進します。

◆ 施策実施指標

番号	施策	指標	現況値（2023年度）	目標値（2028年度）
2	いじめの未然防止と不登校の早期対応の徹底	認知したいじめのうち、解消したものの割合（小・中・高等学校）	93.7% （※2022年度）	100%
3		不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で、誰かに相談した児童生徒の割合	小学校 57.7% 中学校 50.0% 高等学校 61.7% （※2022年度）	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%

主な取組

①いじめの未然防止、不登校等支援についての組織的な対応

- ・「魅力ある学校づくり」事業の成果普及のため、この事業に携わる有識者を「いじめ未然防止・不登校等支援アドバイザー」として県内全域の市町村教育委員会や学校に派遣します。
- ・「SOS の出し方に関する教育」を実施するなど、児童生徒が心の危機に気づき、身近な信頼できる人に相談できる力を培うとともに、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるように体制を整備します。
- ・児童生徒の居場所として、「校内教育支援センター」の設置推進、県教育支援センター（G-プレイス）の機能強化を推進し、児童生徒の心に寄り添いながら不登校対策支援、将来の社会的自立を支援します。
- ・岐阜県生徒指導推進会議において、いじめ等の様々な問題についての未然防止の取組が県民運動としてより一層展開されるように協議、推進します。

②外部専門家の積極的な活用による教育相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーを全ての公立高等学校、特別支援学校、公立中学校区（小学校を含む）、義務教育学校に配置し、全ての学校種での支援体制の確立と問題行動の未然防止、早期対応を図ります。また、スクール相談員を重点配置対策校の中中学校区、義務教育学校、高等学校に配置します。
- ・いじめ、不登校、児童生徒の命に関わる案件等の緊急事案に対応するため、公立学校からの要請により、臨床心理士、公認心理師、弁護士、医師、社会福祉士、教員 OB 等の外部専門家を派遣します。
- ・不登校児童生徒の心の安定を図るため、スクールカウンセラーを県総合教育センター等に配置するとともに、県教育支援センター（G-プレイス）に通う生徒を支援します。
- ・児童生徒の置かれた環境の課題に働きかけながら、各関係機関と連携し、支援するため、社会福祉士等の資格を持つスクールソーシャルワーカーを公立学校からの要請により派遣します。

③電話・SNS 等を活用した相談体制の充実

- ・24 時間体制の電話相談「子供 SOS24」により、いじめ、不登校等に苦しむ児童生徒や保護者の相談に乗ることで解決の糸口を探ります。
- ・中学生・高校生を対象に LINE などの SNS を活用した相談体制を構築します。

④いじめ等の問題行動や不登校が生じないような魅力ある学校づくりの推進

- ・児童生徒一人一人の規範意識や望ましい人間関係を築く力を高め、「いじめをしない、させない、許さない」という意識が徹底された学校づくりに取り組みます。
- ・児童生徒が自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう、一人一人に活躍の場をつくるとともに、児童生徒へのアンケート等を活用しながら、互いに認め合い、自己肯定感*を高めることができる魅力ある学校づくりに取り組みます。
- ・「あったかい言葉かけ県民運動」の作品を募集し、作品をまとめたリーフレットを県内の全児童生徒へ配付します。また、新聞等による「あったかい言葉かけ県民運動」の啓発に取り組みます。
- ・性的マイノリティに関する偏見や差別をはじめとする複雑化する人権課題についても、引き続き現状把握に努めながら、学校生活の様々な場面においてきめ細かな対応を進め、児童生徒が安心して過ごすことができる学校づくりを推進します。

⑤インターネットの安全・安心利用に関する啓発等の充実

- ・児童生徒が、安全に安心してインターネットを利用することができるように、児童生徒が主に利用するサイト等のパトロールを行うことで、インターネット上でのトラブルの未然防止を図ります。
- ・インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、ネット依存に陥りやすい傾向等、最新のネットトラブルの現状に対応できるよう、情報モラル*教育を推進するための指導者を育成するとともに、全ての教職員があらゆる教育活動を通して適切に情報モラル教育ができるように推進します。
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年育成関係者、保護者等に向けた研修会への講師派遣や出前講座などの啓発活動を行います。

⑥地域で子どもを守り育てる運動の推進

- ・「岐阜県生徒指導推進会議」において県民運動の内容や方法を検討し、教職員、PTA、地域住民、少年育成団体等が協力して、児童生徒が自己肯定感を高める活動を推進するとともに、いじめの問題（ネットいじめを含む）への対応に関わる取組の充実を図ります。

19 子どもの安全・安心を守る教育の充実

現 状

- 県内全ての公立小・中・高等学校、特別支援学校では、命を守る訓練を年3回以上実施しています。
- 大学教員や防災士等の外部講師を学校に派遣し、学校安全教育の推進と充実に努めてきました。
- 小・中・高等学校で「災害・避難カード」の出前講座を行うなど、一人一人が災害時取るべき行動を理解できるよう取り組んできました。
- 児童生徒が安全に安心してインターネットを利用することができるための環境整備や情報モラル*教育の充実に努めてきました。
- 行政機関、事業者、学校関係者等が連携して、青少年の安全・安心なインターネット利用に関する啓発に取り組んでいます。

課 題

- ✓ 児童生徒が自ら適切に判断し行動できるための災害安全、交通安全、情報モラルを含む生活安全に関する安全教育の充実
- ✓ 家庭、地域、関係機関等と連携した実効性のある危機管理体制の構築

取組の方向性

- 「自らの命は自ら守る」という「自助」の意識を醸成するため、災害安全、交通安全、情報モラルを含む生活安全に関する安全教育の充実に図ります。
- 学校安全の組織的な取組の充実に図るため、外部関係機関等との連携による学校安全を推進します。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2023年度)	目標値 (2028年度)
28	子どもの安全・安心を守る教育の充実	異なる危険を想定した命を守る訓練を年間3回以上実施した学校の割合	小学校 95.8 % 中学校 92.0 % 高等学校 81.8 % (※2022年度)	小学校 100 % 中学校 100 % 高等学校 100 %
29		外部の専門家や関係機関等を招へいし安全教育を実施した学校の割合	小学校 94.7 % 中学校 80.7 % 高等学校 64.9 % (※2022年度)	小学校 100 % 中学校 100 % 高等学校 100 %

主な取組

①児童生徒への安全教育（災害安全・交通安全・情報モラルを含む生活安全）の充実

- ・学校での安全教育の充実のために専門家の派遣を支援することで、学校における安全教育の充実を支援します。
- ・児童生徒一人一人が災害時に適切な避難行動をとることができるよう、「災害・避難カード」の出前講座や教員向けの研修会を実施します。
- ・地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動を学べる防災学習副読本の活用を促進します。
- ・インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、ネット依存に陥りやすい傾向等、最新のネットトラブルの現状に対応できるよう、情報モラル教育を推進するための指導者を育成するとともに、全ての教職員があらゆる教育活動を通して適切に情報モラル教育ができるように推進します。【施策Ⅰ-3：再掲】。
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年育成関係者、保護者等に向けた研修会への講師派遣や出前講座などの啓発活動を行います。【施策Ⅰ-3：再掲】

②学校安全の組織的な取組を推進するための支援

- ・学校安全講習会や学校防災の人材育成等の充実を図ることで、学校安全に関する組織的な取組を支援します。
- ・児童生徒が、安全に安心してインターネットを利用することができるように、児童生徒が主に利用するサイト等のパトロールを行うことで、インターネット上でのトラブルの未然防止を図ります。【施策Ⅰ-3：再掲】

③外部関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- ・専門家等を学校に派遣し外部関係機関との連携を図ることで、学校安全推進体制の構築を推進します。

23 誰一人取り残さない学びの機会の整備

現 状

- 全国の小・中学校における不登校児童生徒数は近年増加傾向にあり、岐阜県においては、2022年度で小学校 1,879 人、中学校 3,376 人となり、不登校児童生徒への対応は喫緊の課題となっています。
- 県では、学級に入りづらい児童生徒が、安心して学んだり相談したりすることのできる校内教育支援センターの整備促進を図っています。
- 県教育支援センター（G-プレイス*）では、高校生段階の不登校・ひきこもりの状態にある生徒に居場所を提供し、将来の社会的自立に向けた再チャレンジを支援しています。
- 不登校生徒に対し、各学校において、ICT 機器を活用して個別の状況に応じた学習支援を行っています。
- 2020 年度に「岐阜県学校・フリースクール*等連携協議会」を立ち上げ、「岐阜県学校・フリースクール等連携ガイドライン」を策定し、児童生徒の学びを保障するとともに、学校や教育委員会とフリースクール等民間施設・団体との連携協力の充実に努めてきました。
- 少子化・人口減少により、学校の小規模化はへき地だけの問題ではなくなっていることを踏まえ、へき地学校の小規模性を生かした優れた実践を、へき地以外の学校においても参考にしていく必要があります。
- 定時制・通信制高等学校は、様々な課題や特性を有する生徒の学びの受け皿へと役割が広がっており、生徒の多様化が進んでいます。
- 県では、教育の機会均等を図るため、高等学校に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対し、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給するとともに、非課税世帯を対象に授業料以外の教育費を支援するため、高校生等奨学給付金を支給しています。
- 生徒や学生に対して、「選奨生奨学金」、「高等学校奨学金」、「子育て支援奨学金」、「母子父子寡婦福祉資金貸付金」、「清流の国ぎふ大学生等奨学金」による修学支援を行い、働きながら学ぶ生徒には、「定時制課程通信制課程修学奨励費」による支援をしています。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、地域とも連携し、課題を抱える子どもに対する学習面等での支援を推進する必要があります。

課 題

- ✓ 不登校のきっかけや学習状況等に応じた指導、配慮
- ✓ 不登校児童生徒の増加による、個々のニーズに応じた居場所等の整備
- ✓ 校内教育支援センターに常駐する専任の支援員等の確保
- ✓ 不登校児童生徒を支援する教育環境の整備
- ✓ 学校や教育委員会とフリースクール等民間施設・団体との連携協力の充実
- ✓ へき地小規模校の特性を生かした指導の充実
- ✓ 定時制・通信制高等学校における多様な学習ニーズに応じた支援体制の充実
- ✓ 受給対象者に対する各種修学支援制度の周知等の徹底及び工夫
- ✓ 貧困が連鎖することのないよう学習面、生活面等の支援の推進

取組の方向性

- 校内教育支援センターの整備促進を図ります。
- 市町村が設置する教育支援センターの連携を強化し、より個に応じた支援の充実を図ります。
- 県教育支援センター（G-プレイス）の機能強化により、体験活動や ICT を活用した学びの充実を図ります。
- 不登校児童生徒を生まないため、また不登校児童生徒が社会的自立や学校復帰に向かうよう、個々の学習状況に応じた指導や配慮を実施します。
- 不登校生徒への個別の状況に応じた学習を支援するため、ICT 機器を活用した支援体制の整備を図ることにより、不登校生徒への教育機会を確保します。
- オンラインシステムを活用し、他校の児童生徒と交流し多様な意見に触れる授業や、博物館等の外部の専門家とつなぐ授業など、外部機関・地域と連携した学習活動を推進します。
- 学校や市町村教育委員会と教育支援センター等公的機関やフリースクール等民間施設・団体との連携協力、情報共有、協議できる機会を設けます。また、市町村教育委員会や教職員に対しては、国や県の方向性についての理解を深め、県内各地区の実態について情報交換する機会を、更に、保護者に対しては、学校外の関係機関等についての情報提供をする機会を設けます。このような取組によって、仮に不登校になったとしても、児童生徒が学びたいと思ったときに安心して多様な学びにつながるができるよう支援を行います。
- 定時制・通信制高等学校では、一人一人の学習ニーズに応じた多様な学びに応えることができるよう支援体制の充実を図ります。
- 経済的な理由等により修学が困難な生徒等に対する各種奨学金の貸付等、修学支援施策を推進するとともに、ホームページ等で各種修学支援制度の周知を図ります。
- 貧困が連鎖することのないよう学習面、生活面等の支援を推進します。

◆ 施策実施指標

番号	施策	指標	現況値（2023年度）	目標値（2028年度）
36	誰一人取り残さない学びの機会の整備	市町村教育委員会における学校・フリースクール等連携ガイドラインの作成数	7市町村	42市町村

※ 参考指標

指標	現況値（2023年度）
不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で、誰かに相談した児童生徒の割合	小学校 57.7%
	中学校 50.0%
	高等学校 61.7%
	（※2022年度）

主な取組

①各教育支援センターの整備の促進と連携の充実

- ・小・中学校の校内教育支援センターに常駐する専任の支援員の配置を支援します。
- ・県立高等学校にスクール相談員を配置することで校内教育支援センターの環境整備や相談体制の充実を支援します。
- ・県教育支援センター（G-プレイス）では、より個々のニーズに応じた活動（体験的プログラム、遠隔授業への参加など）の充実を図るとともに、教育支援センター担当者連絡会議等を通じて市町村教育支援センターとの連携を一層強めていきます。

②不登校生徒への ICT 機器を活用した教育保障体制の充実

- ・不登校生徒が ICT を活用して教室以外の場所でも学習を進める環境の充実を図ります。

③学校や教育委員会とフリースクール等民間施設・団体との連携協力の一層の充実

- ・学校や教育支援センター等公的機関と民間施設・団体による情報共有を充実させるため、「岐阜県学校・フリースクール等連携協議会」を開催し、国や県の方向性についての理解を深めたり、県内各地区の実態について情報交換したりする機会を設けます。また、保護者等に対して学校外の関係機関等についての情報提供をする機会を提供します。

④不登校児童生徒や外国人生徒への対応強化と学びの支援の充実

- ・夜間中学*は、義務教育未修了者、不登校等で十分に学べなかった人、本国で学べなかった外国籍の人、不登校となっている学齢生徒等多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っており、全国的に設置が推進されていることから、県内での多様な学びのための夜間中学の設置について検討します。
- ・市町村による「不登校対応学習指導員」の配置を支援します。

⑤学びの機会の保障と充実に向けた整備の検討

- ・教育機会の確保や、多様かつ高度な教育に触れる機会の提供を目的として、小規模校や専門高校などを中心に、遠隔授業を導入するための準備を行います。【施策Ⅳ-20：再掲】

⑥へき地学校における教育の充実と学校や地域の特性や資源を生かした魅力ある学校づくり

- ・へき地・複式校、少人数学級ならではのメリットを生かした効果的な指導方法の工夫改善を支援します。また、各学校が、豊かな自然環境や歴史、伝統文化、地場産業等を探究したり、地域の様々な活動に参加したりするなどの教育の充実に努めます。【施策Ⅳ-20：再掲】

⑦定時制・通信制の課程を置く高等学校における教育の充実

- ・外部専門家と連携し、様々な課題や特性を有する生徒を対象とした支援を行います。
- ・定時制・通信制の普及及び振興を図る団体の活動を支援します。
- ・定時制・通信制課程に学ぶ有職生徒や疾病等その他やむを得ない事由のある生徒に対して、教育の機会均等を確保するため、教科書及び学習書購入費を助成します。

⑧経済的な理由等により修学が困難な生徒等に対する修学支援の推進

- ・高等学校等の生徒の授業料に充てる就学支援金の支給を行います。また、非課税世帯に対しては、学用品費などに充てる奨学給付金を給付します。
- ・教育の機会均等を図るため、経済的理由により高等学校等での修学が困難な生徒等に対して奨学金を貸与します。
- ・ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、就学支度資金や修学資金などの貸付けを実施します。

⑨各種修学支援制度の周知

- ・国の奨学金制度を含めた各種修学支援制度の情報を冊子やホームページで紹介するなど、各種修学支援制度に関する周知を図ります。

⑩高等学校中途退学者等への修学のサポート

- ・高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等へ再入学した生徒について、授業料に充てる学び直し支援金を支給します。

⑪子どもの貧困対策の推進

- ・県内の子どもの貧困状況や、生活に困難を抱える世帯の実態や必要とされている支援について、県全体の概要を調査・把握し、その結果を県の施策に活用します。
- ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対する、学習塾形式を基本とする学習支援活動の充実・拡大を図ります。
- ・支援が必要な子どもに対し、居場所となる「子ども食堂」又は「子ども宅食」を実施又は支援する市町村に対して、新規開設時や実施内容の拡充時の経費等を補助します。
- ・アドバイザー派遣やネットワークづくり等の側面支援の実施により、子どもの居場所の充実・拡大を図ります。